

三原市水道事業電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子情報処理組織（三原市水道事業の使用に係る電子計算機（端末を含む。以下同じ。）と入札参加資格者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用して行なう建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量及び工事に関する設計、調査その他建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。）の入札等（随意契約の相手方の選定を含む。以下同じ。）について、これを実施する場合の事務取扱いに関し、法令及び他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 電子情報処理組織を利用して、入札参加希望等の申請から落札者等の決定までの手続（随意契約の相手方の選定に係る手続を含む。以下「入開札手続」という。）を処理するシステムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して入開札手続を行う入札等をいう。
- (3) 書面入札 電子入札システムを使用しないで入開札手続を行う入札等をいう。
- (4) 利用登録者 電子入札システムを利用することができるものとして登録されている者をいう。
- (5) 電子参加 入札者（随意契約の相手方の選定における見積書の提出者を含む。以下同じ。）が、電子入札システムを利用して入札等に参加することをいう。
- (6) 書面参加 入札者が、電子入札システムを使用しないで入札等に参加することをいう。
- (7) 電子入札者 電子入札システムを利用する入札参加資格者をいう。
- (8) 書面入札者 電子入札者以外の入札参加資格者をいう。
- (9) 電子媒体 フロッピーディスク、CD-R、MOその他の電磁的記録の方法によって情報を保存する媒体であって、その記録内容の書換えができないようにしているものをいう。
- (10) 営業日 広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する広島県水道広域連合企業団の休日以外の日をいう。
- (11) 電子くじ 電子入札システムにおける演算（入札者が指定した任意の番号、入札書（随意契約の相手方の選定において提出する見積書を含む。第4条から第6条まで及び第13条において同じ。）到達時刻その他の任意の数値及び一定の演算式を用いた演算をいう。）の結果によるくじ引きをいう。

(電子入札の対象等)

第3条 電子入札は、建設工事等に係る条件付一般競争入札、指名競争入札及び通常の随意契約のうち、広島県水道広域連合企業団三原事務所長（以下「事務所長」という。）が適当と認めるものについて行うものとする。

2 電子入札による入札等の案件（以下「電子案件」という。）に参加できる者は、利用登録者に限るものとする。ただし、事務所長が特別と認める電子案件については、利用登録者以外の者等による書面参加を認めるものとする。

(電子案件への参加方法等)

第4条 利用登録者は、電子案件に参加するときは、電子参加をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用登録者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項第1号イに規定する入札書の受付締切予定日時の1時間前までに別記様式第1号の書面を提出して事務所長の承認を得た上で、当該電子案件におけるその後の手続（以下「承認後手続」という。）について書面参加をすることができるものとする。

(1) 商号若しくは名称又は代表者の変更により、電子入札に必要なICカードに格納されている情報が事実と一致しなくなった場合。ただし、当該変更後に遅滞なくICカードの再取得の手続を開始しているときに限る。

(2) 破損、盗難等のため、電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。ただし、当該破損、盗難等の発生後に遅滞なくICカードの再発行の手続を開始しているときに限る。

(3) 当該利用登録者の使用に係る電子計算機に障害が発生した場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由によって電子参加をすることができない状態になった場合

3 入札手続において、当初から書面参加をし、又は前項の規定により途中から書面参加に変更した利用登録者については、電子参加に復帰することを認めないものとする。

4 入札手続において、利用登録者が書面参加と両立しない電子参加に相当する行為を行った場合（前項の規定により電子参加に復帰することが認められないことが明らかなきを除く。）は、当該電子参加に相当する行為を無効とする。この場合において、当該行為が入札書の提出である場合は、当該電子参加に相当する入札書提出行為と書面参加による入札書提出行為の両方を無効とする。

（システム障害等）

第5条 事務所長は、電子情報処理組織又は電子入札システムの障害等により、電子案件において電子入札システムを使用した入札手続が不可能となったときは、入札等の延期又は書面入札への移行など適切な処置を講じるものとする。この場合において、事務所長は、電話、ファクシミリその他の電子入札システムを使用しない方法により、次の各号に掲げる入札等の区分に応じ、当該各号に定める者に必要な事項を通知するものとする。

(1) 条件付一般競争入札の場合にあつては、事務所長に入札参加希望書その他の書類を提出した者

(2) 指名競争入札の場合にあつては、事務所長からの指名通知を受けた者

(3) 通常の随意契約にあつては、事務所長からの見積等の依頼を受けた者

2 電子入札者は、自己の使用に係る電子計算機についてコンピュータウイルスの感染防止を目的とするウイルス対策用のアプリケーションを導入するなどの対策を講じるものとする。この場合において、ウイルス対策用のアプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用し、入札参加希望書、入札書等を作成し、又は提出するときは、必ずウイルス感染チェックを行うものとする。

3 提出された入札参加希望書、入札書等がウイルスに感染していることが判明した場合は、事務所長は、直ちに処理作業を中止し、電子入札システムの事務所長に連絡するとともに、その後の書類の提出方法を当該電子入札者と協議するものとする。

（電子案件の登録等）

第6条 電子案件の選定及びその内容の決定は、三原市水道事業条件付一般競争入札業者選定委員会に諮った上で行うものとする。この場合において、当該電子案件における手続の日時については、次に定めるもののほか、書面入札による入札等の案件（以下「書面案件」という。）における手続の日時に準じて設定するものとする。

(1) 原則として、入札書の受付期間は連続する2日間とし、入札書の受付の開始及び締切の予定日時は次のとおりとする。

ア 入札書の受付開始予定日時は、書面案件の例によって定めた入札日の午前9時とする。

イ 入札書の受付締切予定日時は、アにより定める日の翌営業日の午後4時とする。

(2) 開札予定日時は、前号イにより定める日の翌営業日以降の適宜の時刻とする。

(3) 内訳書の開封予定日時（工事費内訳書又は業務費内訳書の内容を確認する予定日時をいう。）は、前号の規定により定める日時とする。ただし、事務所長が特に必要と認めたときは、当該予定日時に開封することができるものとする。

2 事務所長は、前項の規定により電子案件の選定及びその内容の決定をしたときは、当該電子案件について、入札等の方式、建設工事等の概要、手続の日時その他の必要な事項を電子入札システムに登録するものとする。

3 事務所長は、前項の規定により登録した内容を変更するときは、速やかに登録を修正するものとする。

ただし、電子入札システムの技術的な理由により当該登録修正が不可能な場合は、当該電子案件を書面案件として変更した上で当該登録を取り消す等適切な措置を講じるものとし、当該講じた措置に関する必要事項の通知については、前条第1項の規定を準用するものとする。

（公告）

第7条 電子案件（条件付一般競争入札であるものに限る。次条において同じ。）の公告においては、電子案件である旨その他必要な事項を記載するものとする。

（入札参加希望書等の提出）

第8条 電子案件に電子参加しようとする者は、必要な事項を入力した入札参加希望書を、電子入札システムを利用して事務所長に提出するものとする。

2 前項に規定する者は、入札参加希望書の添付資料（次項に規定するものを除く。）を別表左欄に掲げるアプリケーションにより同表右欄に定めるファイル形式で保存した電子ファイルとして作成し、電子入札システムの機能を利用して、入札参加希望書の添付ファイルとして提出するものとする。ただし、電子ファイルの容量の合計が制限容量を超えることとなる場合は、書面又は当該電子ファイルの内容を記録した電子媒体により提出するものとする。

3 入札参加希望書の添付資料のうち、施工実績証明書等その性質上電子媒体又は電子ファイルによる提出に適さないものは、書面により提出するものとする。

4 第1項に規定する者は、書面又は電子媒体により提出する添付資料がある場合は、入札参加希望書を提出する際に別記様式第2号の媒体提出通知書を電子入札システムの添付ファイルとして提出するとともに、添付資料に当該媒体提出通知書の写し（書面に限る。）を添えて、これを郵送、ファクシミリ（事務所長が認めた場合に限る。）又は持参により事務所長に提出するものとする。この場合において、当該書面又は電子媒体を、入札参加希望書の提出期限となっている日時までに事務所長に到達させなければならない。

（受付票の発行等）

第9条 事務所長は、入札参加希望書及び必要な添付資料のすべてを提出した電子入札者に対して、入札参加申請書受付票を電子入札システムにより発行するものとする。

2 条件付一般競争入札の参加に係る資格確認結果通知書は、電子入札システムを使用して電子入札者に送付するものとする。

(指名通知)

第10条 指名競争入札である電子案件の指名通知書は、当該案件が電子案件であることを明示した上で、電子入札システムを使用して電子入札者に送付するものとする。

(入札書等の提出等)

第11条 一般競争入札又は指名競争入札である電子案件における電子入札者は、必要な事項を入力した入札書に工事費内訳書又は業務費内訳書を添付して、電子入札システムを利用して事務所に提出するものとする。

2 随意契約の相手方の選定である電子案件における電子入札者は、必要な事項を入力した見積書を、電子入札システムを利用して事務所に提出するものとする。

(工事費内訳書又は業務費内訳書の作成及び提出)

第12条 前条第1項の電子案件における工事費内訳書又は業務費内訳書の作成及び提出の方法については、第8条第2項及び第4項に規定する入札参加希望書の提出方法を準用する。この場合において、同条第4項中「入札参加希望書を提出する際に」とあるのは、「入札書の受付期間内に」と読み替えるものとする。

2 前条第1項の電子入札者は、書面により工事費内訳書又は業務費内訳書を提出する場合は次の事項を記載した封筒に封入して、電子媒体により工事費内訳書又は業務費内訳書を提出する場合は当該電子媒体に次の事項を直接可視的な方法で表示して、これを提出しなければならない。

(1) 提出者の商号又は名称

(2) 工事費内訳書又は業務費内訳書が在中し、又は記録されている旨

(3) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札予定日時

(入札辞退等)

第13条 電子入札者は、当該入札等を辞退しようとするときは、入札書を提出することなく、入札書の受付締切予定日時までに電子入札システムを利用して辞退届を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札書の受付締切予定日時までに電子入札システムを利用して入札書を提出しなかった電子入札者は、当該入札等を辞退したものとみなす。

3 入札者は、既に提出した入札書及び工事費内訳書又は業務費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

4 電子入札者による入札書の提出後において、当該入札等の参加条件を満たさないこととなった場合その他当該建設工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合は、当該入札等に参加する資格のない者がした入札等として当該入札書の提出を無効とする。この場合において、当該電子入札者は、開札予定日時までにその旨を事務所に届け出なければならない。

(開札処理)

第14条 一般競争入札又は指名競争入札である電子案件の開札処理を行うときは、当該入札の参加者（立会いを希望する者に限る。）及び当該入札事務に関係のない職員を立会者として立ち合わせるものとする。

2 開札処理は、書面入札者の入札書を開封してその入札金額を電子入札システムに登録した上で、電子入札者の入札書を電子入札システムを使用して一括開札するものとし、前項の立会者による開札結果の確認後、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札等に参加する資格がない者の入札書は、これを開札せずに破棄するものとする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定し、落札

者決定通知書を発行するものとする。

- 4 前項に規定する場合において、事務所長が特に必要と認めるときは、同項の規定にかかわらず、書面によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。
- 5 低入札価格調査の対象となる入札があった場合又は当該調査後に落札者を決定したときは、事務所長は、電子入札システムその他の適切な手段により、調査及び保留する旨又は落札決定者及び落札金額を入札参加者全員に通知するものとする。
- 6 開札を延期し、又は中止する場合は、事務所長は、電子入札システムその他の適切な手段により、開札を延期する旨及び変更後の開札予定日時又は開札を中止する旨を入札書を提出している者全員に通知するものとする。
- 7 電子案件における電子入札の結果、落札者がいないために再度の入札（以下「再入札」という。）を行う場合は、事務所長は、電子入札システムその他の適切な手段により、その旨、入札結果及び再入札の日時（入札書の受付期間は、原則として、当初の入札の開札日の翌営業日の午前9時から午後4時までとする。）を入札参加者全員に通知するものとする。
- 8 電子参加により1回目の入札を行った者が、再入札において書面参加に変更しようとする場合の手続については、第4条第2項の規定を準用する。この場合においては、第2項の規定にかかわらず、当該書面参加に変更した者の提出した入札書の開札処理は書面入札の例によって行うものとし、電子参加した者の入札書は電子入札システムを使用して開札する。
- 9 再入札の結果、落札者がいないために更に行う再度の入札は、再入札の手続に準じて、原則として、再入札の開札日の翌営業日に行うものとする。
- 10 随意契約の相手方の選定である電子案件の見積合わせの処理は、前各号の規定による開札処理に準じて行うものとする。

（ＩＣカードの不正使用等）

- 第15条 電子案件において、開札までにＩＣカードの不正使用等が判明した場合は、当該不正使用等を行った者の当該案件への入札参加資格又は指名を取り消すものとする。
- 2 電子案件において、落札後から契約締結前までにＩＣカードの不正使用等が判明した場合は当該契約締結を行わず、契約締結後に不正使用等が判明した場合は当該工事の進ちょく状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。
 - 3 事務所長は、電子案件においてＩＣカードの不正使用等をした者に対して、指名停止等を行うことができる。

（書面参加における書類提出等）

- 第16条 一般競争入札又は指名競争入札である電子案件において書面入札者が入札書及び工事費内訳書又は業務費内訳書を提出する場合は、当該書面入札者は、入札書及び工事費内訳書又は業務費内訳書が在中している旨並びに第12条第2項第1号及び第3号に掲げる事項を記載した封筒に同封し、持参により事務所長に提出するものとする。
- 2 随意契約の相手方の選定である電子案件において書面入札者が見積書を提出する場合は、当該書面入札者は、見積書が在中している旨並びに第12条第2項第1号及び第3号に掲げる事項を記載した封筒に封入し、持参により事務所長に提出するものとする。
 - 3 前2項に規定する場合において第14条第3項の規定に該当する場合は、当該書面入札者は、入札書又は見積書に3桁の任意の番号を記載するものとする。ただし、当該記載のないときは、「001」と記載されたものとみなす。

4 前3項に規定するもののほか、電子案件における書面入札者が行うべき行為の方式及びこれに対して事務所長が行うべき行為は、書面案件の場合と同様とする。

5 第1項及び第2項に規定する入札書又は見積書及び工事費内訳書又は業務費内訳書が開札予定日時に提出されたときは、事務所長は、これを開封することなく入札箱その他の施錠できる場所において、開札予定日時までこれを厳重に保管しておかなければならない。

(書類の様式に関する特例)

第17条 電子入札システムの仕様によって発行された書類は、それぞれ所定の様式にしたがって作成された書類とみなす。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、電子入札の実施に当たって必要な事項は、事務所長が別に定める。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

アプリケーション名	ファイル形式
Microsoft Word	
Microsoft Excel	
その他のアプリケーション	PDFファイル形式 画像ファイル形式（拡張子がjpeg、tiff又はgifであるものに限る。） 圧縮ファイル形式（拡張子がzip又はcabであるものに限る。ただし、自己解凍形式（拡張子がexeであるもの）に処理したものは認めない。） その他、事務所長が認めた形式

様式第1号

書面参加申請書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
三原事務所長 様

(申請者)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

次の案件は、電子入札の対象案件ではありますが、当者は、次の理由により、今回は電子入札システムを利用しての参加ができないため、書面入札の方式で参加します。

1 発注件名

(第1回入札書締切日時： 年 月 日 時 分)

2 電子入札システムを利用しての参加ができない理由

発 注 者 処 理 欄

案件番号	:	
業者SID	:	
入札書提出締切日時	:	年 月 日 時 分
本申請書提出日時	:	年 月 日 時 分
本申請書受付者職氏名	:	職名 氏名
本申請書提出方法等	:	持参(提出者名)・郵送・その他
特記事項	:	
手続経過の確認結果	:	電子手続なし・希望書等電子提出済・入札書電子提出済・他

様式第2号

媒体提出通知書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
三原事務所長 様

(申請者)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

次の1の案件について、2のとおり関係書類の一部を電子媒体又は文書媒体で提出します。

1 工事名（又は業務名）

2 提出書類名及び提出媒体名

（注）提出書類名ごとに媒体名（文書媒体又は電子媒体名（CD-R等））を記載してください。